

## 千葉県地域公共交通支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県地域公共交通支援事業支援金（以下「支援金」という。）の交付について、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「新型コロナウイルス感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第1条第15項に規定する5類感染症をいう。
- (2)「路線バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行い、千葉市内を走行する路線バスを運行する者をいう。
- (3)「タクシー事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (4)「モノレール事業者」とは、軌道法（大正10年法律第76号）第3条に規定する特許を受け軌道事業を行う者をいう。
- (5)「交通事業者」とは、路線バス事業者及びタクシー事業者、モノレール事業者をいう。

### (交付目的)

第3条 この支援金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が続き、昨今の原油価格・物価高騰など、厳しい事業環境にありながらも、社会生活維持のために必要な業種として運行の維持・継続に努めている路線バスやタクシー等の公共交通事業者が安全・安心な運行を継続するために必要な費用を支援し、誰もが安心して利用できる公共交通の利用環境整備を図ることを目的とする。

### (支援金の交付)

第4条 市長は前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「支援事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「支援対象者」という。）に対し、同表の第3欄に掲げる期間に実施した事業を対象として、

予算の範囲内で支援金を交付する。

- 2 本支援金の額は、本支援事業に要する別表の第4欄に掲げる経費（以下「支援対象経費」という。）の額に同表の第5欄に定める率（以下「支援率」という。）を乗じて得た額（千円未満は切り捨てとし、同表第6欄に定める額を上限額とする。）以下とする。
- 3 支援対象者は、次の要件をすべて満たしていなければならないものとする。
  - (1) 市内に本社または営業所を持つ事業者
  - (2) 市税について、適正に申告し、完納（延滞金を含む）していること。
  - (3) 関係する法令等の規定を遵守していること。

（支援金の交付申請）

第5条 支援金の交付を申請しようとする者は、規則第3条第1項の規定により支援金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（支援金の交付決定）

- 第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付すべきであると認めるときは、規則第6条の規定により支援金交付決定通知書（第2号様式）により支援金の交付申請者に通知する。
- 2 市長は、支援金の交付が適当でないと認めるときは、規則第4条第3項の規定によりその旨を記した支援金不交付決定通知書（第3号様式）により支援金の交付申請者に通知するものとする。

（変更の承認申請）

- 第7条 前条第1項の規定により、支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、内容を変更しようとするときは、速やかに支援金変更等申請書（第4号様式）及び変更に係る添付書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 交付決定者は、支援事業を中止する場合、速やかに支援金変更等申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（変更の承認又は差戻し）

第8条 市長は前条の規定により申請があり、その内容を審査した結果、支援金の交付を変更することが適当であると認めるときは、変更承認通知書（第5号様式）及び支援金交付変更決定通知書（第2号様式）により交付決定者に通知するものとし、適当でないと判断したときは、変更差戻し通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、支援事業が完了したときは、速やかに実績報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(支援金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、その内容を審査し、支援金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、規則第13条の規定により支援金交付確定通知書（第7号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(支援金支払いの請求)

第11条 交付決定者は、前条の規定により支援金交付確定通知書を受領したときは、速やかに交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第12条 交付決定者は、概算払による支援金の支払いを希望する場合、1回に限り交付決定額の2分の1（千円未満は切り捨て）を限度に概算払請求できるものとし、概算払請求書（第9号様式）を提出するものとする。

2 市長は、概算払の必要性を認め、支援金の支払いを行うときは、概算払額支払通知書（第10号様式）によりあらかじめ通知するものとする。

3 交付決定者は、概算払を受けようとするときは、支援金にかかる専用口座を設けるものとし、支援事業期間中は当該口座を概算払の受け入れ、支援対象経費の支払い及び支援事業実施のための自己資金の預け入れ以外の用途に用いてはならないものとする。

4 市長は、第1項の規定による概算払を受けた交付決定者について、第10条の支援金額確定の審査において、支援対象経費が適正に支出されていると認められ、概算払額と実績額との間に過不足がある場合は、支援金の過払額の返還の請求又は不足額の支払いを行うものとする。

(決定の取消通知)

第13条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、支援金交付決定取消通知書（第11号様式）によるものとする。

(返還命令)

第14条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、支援金返

還命令書（様式第12号）によるものとする。

（支援事業の遂行命令等）

第15条 市長は、支援金交付及び支援事業の適正を期するため必要があるときは、交付決定者に報告を求め、又は交付決定者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

2 市長は、前項の規定による立入検査等の結果に基づき、支援事業が法令、本要綱、交付の決定またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、交付決定者に対し、これらに従って支援事業を遂行すべきことを命令することができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 支援事業	2 支援対象者	3 支援対象期間	4 支援対象経費	5 支援率	6 限度額
感染拡大防止 対策支援事業	路線バス 事業者	令和5年4月1日 から 令和6年2月28日	新型コロナウイルス感染拡大防止対策（設備投資、物資の購入等）に係る費用（消費税及び地方消費税、その他租税公課相当額除く）（※1）	1/2	登録車両（※2） 1台につき5万円
	タクシー 事業者				登録車両（※3） 1台につき2万円
	モノレール 事業者				1車両につき 15万円
運転手養成 支援事業 （※3）	路線バス 事業者	令和5年8月1日 から 令和6年2月28日	社員（内定者含む）の大型二種免許取得のために運転手養成支援制度により貸付等をした教習費用（消費税及び地方消費税、その他租税公課相当額除く）	1/2	大型二種免許取得者 1人につき30万円
	タクシー 事業者				社員（内定者含む）の普通二種免許取得のために運転手養成支援制度により貸付等をした教習費用（消費税及び地方消費税、その他租税公課相当額除く）

※1 国・地方公共団体からの補助金（地域公共交通臨時支援事業等）を事業経費の一部に充当する場合、同一項目に対する支援については、補助額を除いた額を補助対象とする。

※2 登録車両とは、道路運送法第5条第1項第3号に基づく事業計画に定める事業用自動車の数（事業計画に変更があった場合は変更後の届出数）のうち、市内の運行に供している車両数のことを指す。

※3 支援対象者が実施する、運転手養成のために免許取得希望者に教習費用の貸付等を行う制度のことを指す。